商品概要説明書 スーパー定期貯金(単利型)

(平成24年8月1日現在)

1. 商品名 (愛 称)	○スーパー定期貯金 (単利型)
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期 間	○定型方式1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年
//4	○期日指定方式1か月超5年未満
	※定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元
	利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法	
(1) 預入方法	○一括預入
(2) 預入金額	○1円以上
(3) 預入単位	○1円単位
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息	
(1) 適用金利	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則
	としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用し
	ます。
(2) 利払頻度	○預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。
	○預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の
	応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日
	以後に分割して支払います。
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、
	その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×7
(a) ⇒1 bb 1.34.	0%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。
(3) 計算方法	○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。
(4) 税 金	○個人のお客さまは20% (国税 15%、地方税 5%) [※] の分離課税、法
	人・任意団体のお客さまは総合課税となります。
	※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、 20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。
 (5) 金利情報の	○金利は店頭に表示しています。
入手方法	〇 並作は内域に及かしてviより。
7. 手数料	<u> </u>
8. 付加できる	 ○個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。
特約事項	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
1111117 77 7	○預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。
	○個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制
	度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切
の取扱い	捨て)により計算した利息とともに払い戻します。
	(1)預入期間を、1か月、3か月、6か月、1年、2年の定型方式および
	1年超3年未満の満期日指定方式とした場合
	①6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6 か月以上 1 年未満 ······· 約定利率×50%
	③1年以上3年未満 ······· 約定利率×70%
	(2)預入期間を、3年の定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式
	とした場合
	①6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6 か月以上 1 年未満 ······· 約定利率×40%
	③1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50%
	④1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60%

	⑤2年以上2年6か月未満 ··· 約定利率×70%
	⑥ 2 年 6 か月以上 4 年未満 … 約定利率×9 0 %
	(3)預入期間を、4年の定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式
	とした場合
	①6か月未満 解約日における普通貯金利率
	②6か月以上1年未満 ······· 約定利率×40%
	③1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50%
	④1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60%
	⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 … 約定利率× 7 0 %
	⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 … 約定利率×8 0 %
	⑦3年以上5年未満 ········· 約定利率×90%
	(4)預入期間を、5年の定型方式とした場合
	①6か月未満 解約日における普通貯金利率
	②6か月以上1年未満 ······· 約定利率×30%
	③1年以上1年6か月未満 … 約定利率×40%
	④1年6か月以上2年未満 … 約定利率×50%
	⑤2年以上2年6か月未満 … 約定利率×60% ⑥2年6か月以上3年未満 … 約定利率×70%
	⑦ 3 年以上 4 年未満 約定利率×8 0 % ⑧ 4 年以上 5 年未満 約定利率×9 0 %
	○中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われてい
	ることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)
	と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から精
	こ 中 医
10 时人归及北底	● 保護対象
10. 貯金保険制度 (公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金)
(公司刑及)	保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段
	貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」と
	いう3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円と
	その利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)
および紛争解	につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0
決措置の内容	5 4 5 - 5 1 - 2 1 2 2) にお申し出ください。当 J A
	では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅
	速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡
	県 J Aバンク相談所(電話:054-284-9913)
	でも、苦情等を受け付けております。
	○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、
	次の機関を利用できます。上記JA金融部または静岡県
	JAバンク相談所にお申し出ください。
	静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相)
	談所を通じてのご利用となります。上記静岡県 J Aバン
	ク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考と	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率に
なる事項	より計算します。
詳しくは窓口にお問	

商品概要説明書 スーパー定期貯金(複利型)

(平成24年8月1日現在)

1. 商品名 (愛 称)	○スーパー定期貯金 (複利型)
2. 販売対象	○個人のみ
3. 期 間	○定型方式3年、4年、5年 ○期日指定方式3年超5年未満 ※定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または 元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入○1円以上○1円単位
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日(または継続日)の1か月後 の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率によ り一部支払いが可能です。
6. 利 息 (1) 適用金利	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度 (3) 計算方法	○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに 複利計算をします。
(4) 税 金	○20% (国税15%、地方税5%) ** の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、 20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。
(5) 金利情報の 入手方法	○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	
8. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下 切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。
	 (1)預入期間を、3年の定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式とした場合 ①6か月未満 … 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 … 約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60%

	⑤2年以上2年6か月未満 … 約定利率×70%
	⑥2年6か月以上4年未満 … 約定利率×90%
	(2)預入期間を、4年の定型方式および4年超5年未満の満期日指定方
	式とした場合
	① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率
	②6か月以上1年未満 ······· 約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満 ··· 約定利率×50%
	③1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60%
	⑤2年以上2年6か月未満 ··· 約定利率×70%
	(6) 2 年 6 か 月 以上 3 年 未満 … 約定利率×8 0 %
	⑦ 3 年以上 5 年未満 ········· 約定利率×90%
	(3)預入期間を、5年の定型方式とした場合
	①6か月未満 … 解約日における普通貯金利率
	②6か月以上1年未満 ······· 約定利率×30%
	③1年以上1年6か月未満 … 約定利率×40%
	④1年6か月以上2年未満 ··· 約定利率×50%
	⑤2年以上2年6か月未満 ··· 約定利率×60%
	⑥2年6か月以上3年未満 … 約定利率×70%
	⑦3年以上4年未満 ········ 約定利率×80%
	⑧ 4 年以上 5 年未満 約定利率×90%
10. 貯金保険制度	○保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金・
	金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・
	別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」
	という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円
44 H H H H	とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)
および紛争解 決措置の内容	につきましては、当 J A本支店または金融部(電話: 0
大指直の内谷	545-51-2122)にお申し出ください。当 JA
	では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅
	速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡
	県JAバンク相談所(電話:054-284-9913)
	でも、苦情等を受け付けております。
	○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合
	は、次の機関を利用できます。上記JA金融部または
	静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。
	静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相
	談所を通じてのご利用となります。上記静岡県 J Aバン
	ク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考と	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率によ
なる事項	り計算します。
	/н л' С Ф / 0